

Y. 1642

売春対策の最近の状況

昭和 48 年

売春対策審議会



1部

目

次

第1章 売春関係事犯の状況	1
第1節 売春関係事犯の取締り	1
第2節 売春関係事犯の検察	6
第3節 売春関係事犯の裁判	9
第2章 婦人保護及び補導等の状況	15
第1節 婦人保護業務	15
第2節 婦人問題相談業務と啓蒙活動	19
第3節 婦人補導院	25
第4節 保護観察	31
第5節 純潔教育	33
第6節 沖縄要更生婦人受入貸付	34の1
第3章 性病及び覚せい剤・麻薬対策の状況	35
第1節 性病の現状	35
第2節 最近の覚せい剤・麻薬犯罪	37
附 売春対策年表	38

第 1 章 売春関係事犯の状況

第 1 節 売春関係事犯の取締り

警察における売春関係事犯の取締り方針は、従来から

- ・ 婦女を管理して売春を行なわせる事犯
- ・ 暴力団の介入する事犯
- ・ いわゆる赤線復活の印象を与えるような形態の事犯
- ・ 少年を被害者とする事犯

等、悪質な売春助長事犯を重点として行なっており、今後ともこの方針で取締りの強化を図っていく考えである。

1. 取締りの概況

昭和 47 年中における売春関係事犯の検挙は、5,524 件、4,425 名で、前年と比較すると 1,179 件 (18%)、1,135 名 (20.4%) 減少している。

この減少傾向は、ここ数年続いているが減少の原因は必ずしも売春関係事犯の減少によるものと即断できないものがあり、むしろ逐年、売春関係事犯が潜在化、巧妙化しているため、検挙が困難になっていることと事犯が広域化しているため、多大の日時と労力を要することなどによるものと思われる。

売春関係事犯中、最も検挙が多いのは、勧誘事犯で、ついで周旋、場所提供、売春をさせる契約等の事犯となっているが、これは各年とも同様な傾向である。

第1表 売春関係事犯検挙状況

区 分	年 別	45 年		46 年		47 年	
		件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
	勸 誘	3,194	3,180	2,776	2,769	2,267	2,259
	売 周 旋	2,200	1,248	1,781	1,185	1,568	909
	春 売 春 契 約	511	123	500	133	462	103
	防 場 所 提 供	816	829	632	645	664	676
	止 管 理 売 春	279	403	224	317	156	197
	法 そ の 他	163	50	173	62	128	55
	小 計	7,163	5,833	6,086	5,111	5,245	4,199
	刑 法	38	41	21	35	55	35
	職 業 安 定 法	367	336	315	306	93	132
	児 童 福 祉 法	222	138	204	90	81	57
	労 働 基 準 法	97	20	53	16	48	2
	性 病 予 防 法	10	9	24	2	2	0
	合 計	7,897	6,377	6,703	5,560	5,524	4,425

(1) 街娼等の検挙状況

売春防止法第5条（勧誘）により検挙した街娼は、2,259名であって、売春関係事犯の総検挙人員の51パーセントを占めている。

街娼の年令別構成をみると最も多いのは30才以上で1,588名（70.3%）と過半数を占め、ついで20代の628名（27.8%）、20才未満43名（1.9%）となっている。

第2表 街娼の年令別構成状況

区 分	年 別	45 年		46 年		47 年	
		人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
	17才以下	30	0.9	24	0.9	13	0.6
	18才～19才	84	2.7	49	1.8	30	1.3
	20才～29才	1,248	39.5	853	31.0	628	27.8
	30才以上	1,796	56.9	1,829	66.3	1,588	70.3
	合 計	3,158	100	2,755	100	2,259	100

(2) 売春助長被疑者の職業別状況

売春助長事犯の被疑者の職業の主なもの、無職、旅館業、風俗営業および飲食店営業者の順となっている。

このうち、無職は総数の37パーセントを占めているが、この無職のなかには売春の客引きを専業としているボン引きが相当数を占めていることが推測される。

また、旅館業、風俗営業、飲食店営業、芸妓置家、トルコ風呂およびガイドクラブ等の接客業が41.5パーセントを占めていることは、これら業態が依然として問題の多い営業であることを示している。

第3表 売春助長被疑者の職業別状況

年 別 区 分		45 年		46 年		47 年	
		人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
接 客 業	風 俗 営 業	193	6.0	144	5.1	141	6.5
	旅 館 業	661	20.7	506	18.1	493	22.8
	飲 食 店 営 業	182	5.7	142	5.1	111	5.1
	芸 妓 置 屋	142	4.6	82	3.0	50	2.3
	ガイドクラブ・トルコ風呂	217	6.8	217	7.7	104	4.8
	小 計	1,400	43.8	1,091	39.0	899	41.5
そ の 他		598	18.7	615	22.0	465	21.5
無 職		1,199	37.5	1,085	39.0	802	37.0
総 数		3,197	100	2,791	100	2,166	100

(3) 暴力団構成員の検挙状況

売春関係事犯に介入した暴力団構成員の検挙は、全体の9.4パーセントを占めている。

最も多いものは、周旋、勧誘および売春をさせる業などであるが、このことから、ボン引きや街娯等を暴力団が支配下に収め有力な資金源にしていることが推測される。また暴力団が介入した売春関係事犯は暴力を背景として組織的に行なわれるとともに婦女に対する搾取がきわめて苛酷であるものが多く暴力団対策上からも一層これに対する取締りを強化する必要がある。

第4表 暴力団構成員の検挙状況

区 分 \ 年 別	4 5 年		4 6 年		4 7 年	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
勧 誘	65	10.5	153	22.1	104	24.7
周 旋	162	26.2	178	25.8	150	35.6
売 春 契 約	25	4.0	26	3.8	5	1.2
売 春 業	103	16.6	67	9.7	33	7.8
有害業務への紹介等	172	27.8	171	24.7	36	8.6
そ の 他	92	14.9	96	13.9	93	22.1
総 数	619	100	691	100	421	100

(4) 要保護女子の状況

要保護女子として取扱ったものは5,650人であって少年が372人(7.2%)、成人が5,110人(92.8%)となっている。

第5表 要保護女子の取扱状況

区 分 \ 年 別	4 5 年		4 6 年		4 7 年	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
少 年	669	11	501	9.6	372	7.2
成 人	6,071	89	5,222	90.4	5,110	92.8
総 計	6,740	100	5,723	100	5,482	100

2. 売春関係事犯の特徴

取締りを通じてみられる売春関係事犯の最近の特徴はつぎのとおりである。

- (1) 売春の形態方法等が多様化している。モーテル売春、トルコ売春、パンマ売春、主婦売春、女高生売春のほかに、最近の検挙事例として、シャワーや紫外線装置を設備した男性美容院が美容見習の女性にマッサージ室で売春を行なわせていた「男性美容院を装った売春」等が出現している。
- (2) 暴力団が介入する事犯が悪質化している。暴力団は、婦女とくに年少者を甘言により誘惑して肉体関係を結び、結婚や正業資金を得るためと騙し、前借金下にて芸妓置屋等に春り飛ばすのが常套手段であるが、中には強姦のうえ不法監禁したり、睡眠薬を飲ませて、こん睡させ裸体写真を撮影して、これを使って脅迫し、困惑させたりえ売春を強制するなど悪質きわまりない方法のものがみられた。

(3) 対警工作が盛んに行なわれている。売春を行なう業者等の多くは取締りを免れるための対警工作を行なっている。その主な例をあげると、

- ・トルコ風呂密集地のトルコ業者が共同で見張り員を配置するほか顧問弁護士を雇い、取締りに対抗しようとしている。また取締りに備え、各個室にブザー等の警報装置をしているものや音楽の変化・電灯の点滅等によってこれを知らせる方法をとるものもある。
- ・街娼が自家用車で流して客引きを行なって、客を車に乗せ、遠方のホテルで売春を行ったり集団で見張りを行なっている。
- ・暴力団が事務所に無線基地局を設け、自動車数台に携帯無線機を積んで支配下のボン引きなどの周辺を流して警戒している。

3. 沖縄県における売春

(1) 復帰前の実態

復帰前は

売春を行なう婦女が 約7,000人

売春を助長するおそれのある業者が 約 600人

そのもとで稼働していた婦女が 約1,800人

おり、いわゆる集娼地区が那覇市内等に存在していた。

(2) 復帰後の実態

復帰後、売春を助長するおそれのある業者等の転廃業について積極的に勧奨するとともに集娼地区に対する強力な取締りを実施した。その結果、昭和47年12月末現在においては、約430余業者の転廃業が認められ、とくに集娼地区における売春はほとんどその姿を消し、一部においてはまったく灯の消えた状況にある。

(3) 取締り状況

売春関係事犯の取締りについては、復帰以来、暴力団の介入する事犯、集娼地区における管理売春事犯等を重点として行なって、次表のとりの結果を収めた。

また、売春に関連した暴力団構成員の取締りは、営利誘拐等17件8人を検挙している。

第6表 沖縄県復帰後における売春関係事犯検挙状況

(昭47.5.15～昭47.12末)

法 令		件 数 等	件 数	人 員
売 春 防 止 法	管 理	売 春	9	10
	困 惑	売 春	1	1
	場 所	提 供	4	4
	対 償	収 受	1	1
	勧 誘		5	5
職 業		安 定 法	3	3
児 童		福 祉 法	5	5
合 計			28	29

第2節 売春関係事犯の検察

1. 売春事犯の動向

(1) 概 況

最近3か年間の売春防止法違反事件の動向を概観すると第7表のとおりで、全国検察庁における受理人員は、年間約5,000人前後であり、昭和47年は前年に比し757人(約14.9%)減の4,316人となっている。このように売春事犯の総受理人員は逐年減少の傾向を示しているが、この種事犯の特殊性(手段・方法の密行性、巧妙性)などを考慮すると、

第7表 売春防止法違反事件通常受理人員調

罪 名	年 次	昭和45年	昭和46年	昭和47年
総 合 計		(100%)5,823人	(100%)5,073人	(100%)4,316人
勧 誘 等(5条)		(55.2)3,215	(53.3)2,705	(51.8)2,236
助長事犯計(6～13条)		(44.8)2,608	(46.7)2,368	(48.2)2,080
周 旋 等(6条)		(21.5)1,253	(24.7)1,251	(23.0)993
売春をさせる契約(10条)		(2.9)168	(3.1)157	(3.5)153
場 所 提 供 (11条)		(13.7)796	(12.5)634	(15.9)686
売春をさせる業(12条)		(5.8)335	(4.9)250	(4.6)197
その他(7.8.9.13条)		(1.0)56	(1.5)76	(1.2)51

注 ()の数字は、総数に対する比率(%)を示す。

相当数の事犯が潜在しているものと思われ、上記のような受理人員の減少をもって、直ちに売春事犯が減少しているとは即断できないものがある。

なお、那覇地検においては19人を受理するにとどまっている。

(2) 罪種別動向

ア 勧誘事犯（第5条違反）

この種事犯は、法施行当時は違反総数の大半（約70%）を占めていたが、近年は著しい減少傾向を示しており、昭和47年の受理人員は、違反総数の51.8%に当たる2,236人（前年に比較して469人の減）にとどまっている。なお、この種事犯の特徴としては、常習化、累犯化の傾向を指摘することができ、昭和47年に東京地検の更正保護相談室で取り扱った例に徴しても、そのうちの66.0%が再犯者である。

イ 助長事犯（第6条から13条までの違反）

この種事犯も、勧誘事犯と同様、逐年減少を示し、昭和47年の受理人員は、前年に比し469人（約22.5%）減の2,236人となっている。しかし、違反総数中に占める比率は増加の傾向にあり、昭和47年は約48%とほぼ半数が助長事犯である。この種事犯の特徴としては、従来からいわれているように、暴力団と密接な関係を有しているものが多いこと、また、法を潜脱するため、その手段・方法がますます巧妙化していることを指摘することができるが、このような事犯に対しては特に意を用い、その取締りには万全を期しているところである。

次に、助長事犯を罪種別にみると、逐年減少傾向にあった第11条違反（場所提供）が、昭和47年には前年に比較して52人増の686人を、第10条違反（売春をさせる契約）は、ほぼ横ばい傾向にあり、同47年には153人を受理している。その他の罪種はいずれも減少傾向にあり、昭和47年には、第6条違反（周旋等）が前年に比較し288人減の2,080人、第12条違反（売春をさせる業）は、53人減の1,977人を受理しているにとどまっている。

なお、那覇地検における受理人員19人の罪種別内訳は、勧誘事犯5人、助長事犯14人（場所提供7人、売春をさせる業3人、その他3人）となっている。

(3) 処理状況

検察庁における売春事犯の処理状況は、第8表及び第9表のとおりで、起訴率は例年約65%前後を示している。第5条違反（勧誘等）者については、法施行当時は約40%（公判請求率約17%）であったのに比較し、昭和47年は58.1%（公判請求率29.2%）とかなりの高率を示しているが、このことは、累犯者の多いこともさることながら、検察庁にお

ける処理が違反者の保護更生に重点を置き、補導処分の活用を図る運用がなされていることによるものである。

第8表 売春防止法違反事件処理人員調

区 分 年 次		昭和45年	昭和46年	昭和47年
起 公 判 請 求 略式命令請求 訴 計	起 公 判 請 求	1,164人	1,086人	1,068人
	略式命令請求	2,643	2,113	1,858
	訴 計	3,807	3,199	2,926
不 起 訴 猶 予 起 訴 其 他 訴 計	不 起 訴 猶 予	1,818人	1,580人	1,286人
	起 訴 其 他	128	116	131
	訴 計	1,946	1,696	1,417
起 訴 率 (%)		(30.6) 66.2	(33.9) 65.4	(36.5) 67.4

注 ()内の数字は、公判請求率(%)を示す。

第9表、 勧誘・助長事犯別起訴状況調

区 分 年 次		昭和45年	昭和46年	昭和47年
勧 誘 事 犯	起 訴 人 員	(56.1)1,760	(55.9)1,467	(58.1)1,282
	公判請求人員	(24.2) 429	(24.9) 365	(29.2) 374
助 長 事 犯	助長事犯計	(78.2)2,047	(76.2)1,732	(76.9)1,644
	公判請求人員	(35.9) 735	(41.6) 721	(42.2) 694
	周 旋 等	(86.0)1,095	(85.6) 979	(82.0) 828
	公判請求人員	(18.4) 202	(23.3) 228	(24.2) 200
	売春をさせる契約	(87.7) 142	(84.0) 131	(80.1) 133
	公判請求人員	(61.3) 87	(71.0) 93	(85.0) 113
	場所提供	(67.8) 547	(67.0) 408	(71.3) 516
	公判請求人員	(36.7) 201	(51.2) 209	(42.8) 221
管 理 売 春	起 訴 人 員	(71.5) 228	(72.5) 174	(73.9) 136
	公判請求人員	(96.9) 221	(94.8) 165	(100.0)

注 ()内の数字は、起訴率、公判請求率(%)を示す。

次に、助長事犯についてみると、第9表のとおりで、起訴率は例年約77%前後の高率を示しており(昭和47年における刑法犯の起訴率64.1%、道路交通を除く特別法犯の起訴率61.5%よりも高率である。)、法の趣旨にそった厳しい処分が行なわれている。

(4) 更生保護相談室

法第5条違反(勧誘等)者について、検察庁における更生保護相談室(23か所)で行な

った保護措置の状況は、第10表のとおりである。その主な内容を昭和47年についてみると、更生指導が最も多く417人(27.7%)、次いで社会資源へのあつ旋が384人(25.5%)、性病治療のための入院が239人(15.9%)、婦人保護施設等への入所、入寮指導が196人(13.0%)となっている。なお、昨年は、沖縄の本土復帰に伴い、新たに那覇地方検察庁内にも更生保護相談室を設置し、5条違反者の更生保護措置に十全を期することとしている。

第10表 更生保護相談室において保護措置をした人員
— 検察官の指示によるもの —

区分 \ 年次	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年
受 理 件 数	1,904	1,757	1,595	1,503
帰 住 指 導	53	118	100	37
入 所 入 寮 指 導	359	184	179	196
更 生 指 導	365	354	461	417
社 会 資 源	452	488	380	384
入 院	315	349	271	239
保 護 措 置 不 能	17	44	3	5
そ の 他	27	6	33	9
保 護 措 置 不 要	316	214	168	216

第3節 売春関係事犯の裁判

1. 第一審における売春防止法違反事件

最近5年間の第一審における売春防止法違反事件の裁判の動向について概観すると、第11表のとおりであり、公判手続によって処理された人員、略式手続によって処理された人員とも漸減の傾向にある。この処理人員を罰条別にみると、法5条違反(売春の勧誘等)が圧倒的に多く、全体の50%近くを占め、以下法6条違反(売春の周旋等)、法11条違反(売春の場所提供)、法12条違反(管理売春)となっている。

この法5条違反事件の量刑についてみると、第12表のとおりである。また、懲役刑を言い渡された者のうち執行を猶予された者の割合は第13表のとおりであり、例年目立った動きはない。

つぎに、法5条違反によって懲役刑の言い渡しをうけ、その執行を猶予された者に対してどの程度、補導処分、保護観察等が言い渡されているかをみると、第14表のとおりであり、補

第11表 売春防止法違反事件（第一審）年度別・公判略式別・罰条別処理人員

年 度	罰 条		5 条	6 条	7 条	8 条	9 条	10 条	11 条	12 条	13 条	そ の 他	計
	公 判	公 判・略 式											
43 年	公 判	略 式	661	238			2	92	260	546	23	3	1,825
			1,336	736	4		6	30	275	9	1		2,397
44 年	公 判	略 式	480	180		2		78	206	298	5	2	1,251
			1,286	732	26	1	5	35	284				2,369
45 年	公 判	略 式	347	116	1	4	2	78	197	197	3	7	952
			1,268	768	8	1	5	50	221	5			2,326
46 年	公 判	略 式	324	151	5	4	1	83	207	173	4	4	956
			1,007	571	1	2	7	33	157	1			1,779
47 年	公 判	略 式	305	141	2	8	1	74	191	140	5	4	871
			847	547	1			14	190	7	19		1,625
計	公 判	略 式	2,117	826	8	18	6	405	1,061	1,354	40	20	5,855
			5,744	3,354	40	4	23	162	1,127	22	20		10,496

（注）年度は、その年の4月1日から翌年3月31日までをいう。以下についても同じ。

第12表 年度別・科刑別処理人員（5条関係）

科 刑 年 度	総 数	罰						金				懲				役		
		総 数	五千円未満	五千円以上	一万円以上	二万円以上	三万円以上	五万円以上	十万円以上	総 数	三月未満	三月以上	六月以上	一年以上	一年以上			
43年	(100.0) 1,997	(71.3) 1,424	165	751	492	8	8			(28.7) 573	6	379	185	3				
44年	(100.0) 1,766	(75.9) 1,340	142	699	476	12	11			(24.1) 426	5	264	153	4				
45年	(100.0) 1,615	(80.3) 1,297	91	599	587	11	9			(19.7) 318	5	171	142					
46年	(100.0) 1,331	(77.9) 1,037	87	473	442	14	20	1		(22.1) 294	6	179	106	3				
47年	(100.0) 1,152	(76.3) 879	26	391	439	13	8	1	1	(23.7) 273	7	180	82	3	1			
計	7,861	5,977	511	2,913	2,436	58	56	2	1	1,884	29	1,173	668	13	1			

(注) 1. ()内は総数に対する罰金、懲役の各比率である。

2. 懲役刑と罰金刑が併科された場合は、懲役刑欄のみ計上した。

第13表 年度別懲役刑の執行猶予率（5条関係）

年 度	43年	44年	45年	46年	47年	計
懲 役 刑	573	426	318	294	273	1,884
う 実 刑	160	125	90	71	57	503
ち 執 行 猶 予	413	301	228	223	216	1,381
執 行 猶 予 率	72.1	70.7	71.7	77.6	79.1	73.3

第14表 年度別・5条違反者の執行猶予言渡処遇別調査表

	執行猶予言渡総数	補 導 処 分	保 護 観 察 付	執行猶予のみ
43年	413	100(24.2)	153(37.0)	160(38.8)
44年	301	54(17.9)	106(35.2)	141(46.9)
45年	228	43(18.9)	101(44.3)	84(36.8)
46年	223	43(19.2)	74(33.0)	106(47.8)
47年	216	39(18.1)	67(31.0)	110(50.9)
計	1,381	279(20.2)	501(36.3)	601(43.5)

（注）（ ）内は執行猶予言渡総数に対する比率である。

導処分、保護観察の言渡数の執行猶予言渡総数に対する比率には、ここ数年大きな変化はない。

2. 家庭裁判所における売春防止法違反事件

売春防止法違反事件で、家庭裁判所に送致される少年は、第15表のとおり、ここ数年急激な減少を示しており、昭和47年は54人で、前年に比較して53.8%の減少となっている。

同事件の年齢層別の構成比を第16表によってみると、昭和47年は18才、19才の年長少年が67.4%を占め、ついで、16才、17才の中間少年が23.9%、14才、15才の年少少年が8.7%となっている。これを前年度と比較すると、人員、構成比とも年少、年長少年は減少を示しており、逆に中間少年は増加していることが注目される。

つぎに、家庭裁判所の処分状況を第17表によってみると、昭和47年は検察官送致1.5%、保護処分29.9%で、それぞれ前年に比較し若干の増加がみられる。

これを一般保護事件全体の処分と比較すると、一般保護事件では、検察官送致、保護処分合わせて16.5%であるのに対して、売春防止法違反事件では31.4%にのぼっており、強力な

第15表 売春関係少年保護事件新受人員

年 度 別	人 員	指 数
昭 和 43 年	342	100
44 年	258	75
45 年	181	53
46 年	117	34
47 年	54	16

(注) 本表は「司法統計月報」による。

第16表 売春関係少年保護事件年齢層別

年度別	総 数 (14歳・19歳)		年 少 少 年 (14歳・15歳)		中 間 少 年 (16歳・17歳)		年 長 少 年 (18歳・19歳)	
	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率
昭和42年	336	1000%	7	2.1%	103	30.6%	226	67.3%
43年	240	1000	3	1.3	66	27.5	171	71.2
44年	164	1000	6	3.7	53	32.3	105	64.0
45年	110	1000	3	2.7	30	27.3	77	70.0
46年	94	1000	1	1.1	35	37.2	58	61.7
47年	46	1000	4	8.7	11	23.9	31	67.4

(注) 1. 本表は「司法統計年報」によるもので、年齢は行為時年齢である。「移送、回付、併合、年齢超過による検察官送致」を除いたため、「総数」は第17表の「総数」と一致しない。

2. 昭和47年の数字は概数である。

処分が行なわれていることがうかがわれる。

売春防止法違反少年のうち、前に家庭裁判所で何らかの処分を受けたことのある累非行少年は、昭和46年は29.8%となっており、一般保護事件全体の累非行者率が24.0%であるのに比較した、累非行の割合が高くなっている。

また、売春防止法違反少年について、保護者の経済生活をみると、普通が64.8%、貧困、要扶助が35.2%となっており、一般保護事件全体の経済生活、富裕、普通80.1%、貧困、

第17表 児童関係少年保護事件終局処分別

年 度 別	総 数		検 察 官 送 致				保 護 処 分				不 開 始		不 処 分		移 送・回 付・併 合					
			刑 事 処 分		年 齢 超 過		総 数		保 護 観 察										少 年 院 送 致	
	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率		
昭和42年	485	100%	29	6%	5	1%	174	35%	115	23%	59	12%	65	13%	99	20%	112	23%	(1) 112	(0.2) 23%
43年	354	100%	9	2.5	1	0.3	135	38.1	96	27.1	39	11.0	55	15.5	69	19.5	(1) 84	(0.3) 23.7		
44年	273	100%	3	1.1	1	0.4	87	31.9	69	25.3	17	6.2	31	11.4	66	24.2	85	31.1		
45年	181	100%	1	0.6	2	1.1	53	29.3	30	16.6	23	12.7	28	15.5	42	23.2	55	30.3		
46年	137	100%	1	0.7	—	—	49	35.8	34	24.8	15	10.9	16	11.7	36	26.3	35	25.5		
47年	67	100%	1	1.5	—	—	20	29.9	16	23.9	4	6.0	7	10.4	21	21.3	18	26.9		

(注) 1. 本表は「司法統計年報」によるもので、「移送、回付、併合」欄の()内は知事、児童相談所長送致で外数である。
2. 昭和47年の数字は概数である。

第18表 児童福祉法第34条1項6号違反事件終局区分別
— (少年法第37条による少年の福祉を害する成人の刑事事件) —

年 度 別	総 数		懲 役		罰 金		無 罪		免 訴		公 訴 棄 却		そ の 他	
	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率
昭和42年	76	100.0	62	81.6	14	18.4								
43年	68	100.0	56	82.4	7	10.3					2	2.9	3	4.4
44年	42	100.0	35	83.3	4	9.5					1	2.4	2	4.8
45年	42	100.0	33	78.6	3	7.1			1	2.4			5	11.9
46年	45	100.0	35	77.8	6	13.3							4	8.9
47年	56	100.0	47	83.9	4	7.1							5	8.9

(注) 1. 本表は「司法統計年報」によるもので、「その他」は、移送、併合等である。
2. 児童福祉法第34条1項6号とは「児童に淫行させる行為」である。
3. 47年の数字は概数である。

要扶助19.9%に比較して、売春防止法違反事件において経済生活の低いものの割合が高くなっていることが注目される。

なお、参考までに第18表によって、家庭裁判所が取り扱う少年の福祉を害する成人の刑事事件（少年法37条）のうち、いわゆる「児童に淫行させる行為（児童福祉法34条1項6号）」の事件によって裁判を受けた人員をみると、ここ数年減少の傾向にあったが、昭和47年は前年に比較し若干の増加を示している。

また、処分状況についてみると、昭和47年は、懲役が83.9%、罰金が7.1%、移送、併合等が89%となっている。

第2章 婦人保護及び補導等の状況

第1節 婦人保護業務

1. 婦人相談所

婦人相談所は、48年7月1日現在各都道府県に1カ所計47カ所が設置されているが、このうち東京都においては分室を2カ所（立川及び台東）設置している。

婦人相談所の業務は、要保護女子に対する相談、指導、心理学的医学的判定、婦人保護施設への収容保護措置及び社会環境浄化に必要な啓蒙活動等のほか婦人相談所付設の一時収容保護所に要保護女子を収容することなどであるが、最近においては、特に啓蒙活動を重点とし巡回相談を実施するところが多くなっている。

婦人相談所における46年度の受付状況をみると、第19表のとおり微減ないし横ばい傾向にあるが、これを地域別にみると8大都道府県の受付件数が毎年ほぼ全体の半数を占め、大都市に婦人保護事業の必要性が高いことを示している。

第19表 婦人相談所受付状況

年度 区分	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
総数	16073	17334	19060	17890	18302	18856	19469	17253	17433	15433	15696	15451	15291	14903
8大都道府県	9257	8985	10295	9577	10218	10326	11200	8034	9177	7623	7980	7453	7425	7090
その他県	6816	8349	8765	8313	8084	8530	8269	9219	8256	7810	7716	7998	7866	7813

（注） 8大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

2. 婦人相談員

婦人相談員は婦人相談所及び福祉事務所等に所属し、その所管区域における要保護女子の発見及び各般の問題について相談に応じ、その転落防止と保護更生のため必要な指導を行っており、昭和48年7月1日現在第20表のとおり全国で488人が設置されている。

婦人相談員の受付状況をみると第21表のとおり、昭和43・44年度に若干減少をみたものの最近は増加の傾向を示している。

第20表 婦人相談員設置状況

昭和34年7月1日現在	454名
昭和35	" 456名
昭和36	" 469名
昭和37	" 469名
昭和38	" 475名
昭和39	" 481名
昭和40	" 483名
昭和41	" 488名
昭和42	" 485名
昭和43	" 485名
昭和44	" 481名
昭和45	" 482名
昭和46	" 480名
昭和47	" 487名
昭和48	" 488名
都道府県設置(義務設置)	234名
市設置(任意設置)	183市 254名
特別区設置(任意設置)	23区 47名
計	488名

第21表 婦人相談員受付状況

年度 区分	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
総数	23175	26800	31189	36381	36727	40247	44701	47271	47913	46544	47434	51825	55455	57105
8大 都 道 府 県	11616	12866	15073	19369	18299	19164	21161	22878	22093	21031	20831	23821	26579	28445
その 他 の 県	11559	13934	16116	17012	18428	21083	23540	24393	25820	25513	26603	28004	28876	28660

(注) 8大都道府県=東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

3. 婦人保護施設

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護し、これに生活指導、職業指導等を行なうことによつてその自立更生をはかつており、昭和48年7月1日現在61施設が設置されており、その収容定員は2,266名である。施設の設置及び経営主体別内訳は、第22表のとおりである。

なお、同表の法人等設置・同経営の15施設のうちには、婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村」(定員100名、千葉県館山市所在)が含まれており、知能程度の低い要保護女子の収容保護に当たっている。

第22表 婦人保護施設設置状況

昭和34年度末現在	66施設
昭和35年度	66 "
昭和36年度	66 "
昭和37年度	65 "
昭和38年度	65 "
昭和39年度	64 "
昭和40年度	64 "
昭和41年度	64 "
昭和42年度	64 "
昭和43年度	63 "
昭和44年度	61 "
昭和45年度	61 "
昭和46年度	60 "
昭和47年度	61 "
昭和47年度の設置・経営主体別内訳	
都道府県設置・同経営	30施設
都道府県設置・法人等経営	14 "
法人等設置・同経営	15 "
市設置・同経営	2 "
計	61 "

4. 婦人保護事業の問題点

(1) 売春態様の変化

最近における売春の実態は、巧妙化、潜在化が顕著であるといわれている。このことは、第23表の婦人相談所において取り扱った要保護女子の転落の動機について各年別に比較し

てみると、最近において転落婦女子の態様が相対的な意味において変貌していることを指摘できる。すなわち、貧困等の経済的理由により転落した婦女子は、昭和40年度には44.4%であったものが、年々減少し、46年度には25.7%となったのに対し、好奇心等の本人自身の理由により転落したものは、前者と全く逆に昭和40年度に31.0%であったものが、46年度には51.4%に増加している。このような傾向は、最近の社会的風潮と無関係ではなく、また、売春の態様の変化を示すものと考えられる。

婦人保護事業においては、早くから転落の未然防止策に重点をおいて事業推進を図って来たが、今後においては、前述のとおり、要保護女子の態様の変貌に対応した転落防止等の対策を講じて行くことが必要であろうと考える。

第23表 婦人相談所における売春歴有無別、転落の動機別取扱状況

		40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
総 数 (A + B)		5830	21373	17433	15433	16135	15451	15291	14903
売 春 歴 無 (A)		15037	14119	11103	9469	10173	10388	10402	10402
売 春 歴 有 (B=C+D+E+F+G)		10793 (100.0)	7254 (100.0)	6332 (100.0)	5964 (100.0)	5962 (100.0)	5063 (100.0)	4889 (100.0)	4501 (100.0)
売 春 歴 有 の 者 機 の 転 落 別	経 済 的 理 由 (C)	4797 (44.4)	2671 (36.8)	2116 (33.4)	1796 (30.2)	1885 (31.6)	1218 (24.1)	1256 (25.7)	1067 (23.7)
	家 庭 的 理 由 (D)	1477 (13.7)	1172 (16.2)	1137 (18.0)	768 (12.9)	1141 (19.1)	496 (9.8)	563 (11.5)	447 (9.9)
	強 要 (E)	250 (2.3)	372 (5.1)	299 (4.7)	341 (5.7)	2284 (38.8)	275 (5.4)	259 (5.3)	218 (4.8)
	本 人 自 身 (F)	3341 (31.0)	2504 (34.5)	2589 (40.9)	2473 (41.5)	2400 (40.3)	2791 (55.2)	2511 (51.4)	2440 (54.2)
	そ の 他 (G)	928 (8.6)	535 (7.4)	191 (3.0)	586 (9.7)	252 (4.2)	283 (5.5)	300 (6.1)	329 (7.3)

(注) 経済的理由=生活苦、子女教育、家族の病気、送金、借金返済等金銭にかかるもの

家庭的理由=家庭における不和、不遇等家庭環境にかかるもの

強 要=親、夫、雇主等の強要によるもの

本人自身=自暴自棄、好奇心、虚栄心、誘惑、怠惰等本人自身の性格等にかかるもの

の

そ の 他=上記分類に該当しないその他の理由

(2) 要保護女子の知能程度の低下傾向

婦人保護事業において取扱った要保護女子の知能指数(I・Q)は、年々低下する傾向に

ある。たとえば、婦人保護施設収容者の知能指数についてみると、第24表のとおり、施設収容者の半数以上がIQ70未満の低知能者で占められている。このような低知能者の増加傾向は、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設関係職員の相談、指導業務を一層困難なものとしている。また、施設に収容された者は、社会復帰が困難であることから長期にわたり施設に在寮する者の割合が年々増加する傾向にある。

第24表 婦人保護施設収容者の知能程度

(各年5月1日現在)

区 分	39 年	40 年	41 年	42 年	43 年	44 年	45 年	46 年	47 年
総 数	1,130 (100.0)	1,011 (100.0)	1,130 (100.0)	1,110 (100.0)	1,079 (100.0)	1,077 (100.0)	1,144 (100.0)	1,021 (100.0)	1,080 (100.0)
IQ70未満	461 (40.9)	449 (44.4)	512 (45.3)	536 (48.4)	569 (52.7)	600 (55.7)	604 (54.2)	553 (54.2)	607 (56.2)
IQ70以上	669 (59.1)	562 (55.6)	618 (54.7)	574 (51.6)	510 (47.3)	477 (44.3)	510 (45.8)	468 (45.8)	473 (43.8)

(注) 知能指数不明者を除く。

第2節 婦人問題相談業務と啓蒙活動

1. 婦人問題相談業務

労働省婦人少年局では、売春問題をはじめとする各般の婦人問題に関する相談に応じ、指導援助を行なうとともに、当面している問題について必要な措置を講じ、関係機関と密接な連絡を保ちながら問題の解決をはかっている。相談には、婦人少年室職員があたるほか、婦人少年室に駐在して相談業務に当たる婦人少年室婦人問題相談員ならびに民間にあって婦人少年行政に協力する目的で配置されている婦人少年室協助力員があたっている。

売春防止法の成立当時は、全国の売春業者の転廃業およびおびただしい数の赤線地域の従業婦の保護更生問題の解決のため、婦人問題相談員、婦人少年室協助力員はめざましい活動を行なった。その後全国的に施設も整備され、従業婦の更生問題も次第に落ちつき、相談の内容も一般婦人問題に巾が広がってきている。

2. 売春防止に関する啓蒙活動

婦人の人権の軽視あるいは売春を是認するような考え方等、社会通念や慣習の中の売春誘発の要因を排除し、売春を未然に防止するために労働省婦人少年局では、早くから広く各層に対する啓蒙活動を実施してきており、昭和27年以降は一定期間を設けて「売春防止特別活動」を関係機関、民間団体等各層の協力のもとに全国的に展開した。売春防止法制定以前には、売

春問題についての旧弊を打破し、法制定の促進をはかることを目標としたが、法制定後は法の趣旨徹底、婦女の転落防止、保護対策の強化、売春の発生源となる環境の浄化等に視点をうつし、売春問題についての正しい考え方の涵養に活動の目標がおかれた。現在、この活動は、関係各省庁および民間関係団体の共同主唱による「売春をなくす運動」として展開されている。労働省では、例年ポスター等啓発資料を作成しているほか、各実施機関との連携のもとに諸行事の実施に参画している。

特に、昭和47年5月本土に復帰した沖縄県における売春の実態は深刻な状態にあることから、労働省としても「沖縄における売春防止対策の推進について」の対策要綱（資料1）を策定、沖縄県知事・同労働基準局長・同婦人少年室長あて通達した（47.8.23 婦発241号）ほか、売春問題に対する一般の世論喚起を重点に売春防止懇談会を行なった。

また、売春問題を中心とした「沖縄県の婦人問題」に関する意識調査を行なった。（資料2）

〔資料1〕

沖縄における売春防止対策の推進について（婦発241号）
47.8.23

沖縄における売春の実態には、婦人の人権はもとより民生安定、社会風紀のうえからも、きわめて深刻なものがあることにかんがみ、そのすみやかな解決をはかるため、労働省としては関係機関と協力して、次のような施策を推進する。

I 当面の施策

1. 啓発活動の強化

沖縄婦人少年室を中心として、売春防止法の趣旨及び売春を前提とする契約や前借金は無効であることなどについて周知をはかる。

- (1) 懇談会、大会等の開催
- (2) ビラ、チラシ等の大量配布
- (3) テレビ、ラジオ、新聞、ポスター、懸垂幕等の活用
- (4) 宣伝カー、街頭放送等による反復的呼びかけ

2. 婦人の転落防止および更生への援助

婦人の転落防止および更生の機会をひろく与えるとともに就業のための条件を整備する。

(1) 相談業務の充実

婦人少年室は、婦人問題相談員及び各地域に配置している婦人少年室協助員を中心に、婦人の転落防止および更生等についての相談業務を行なう。

(2) 労働基準法の遵守の促進

労働基準監督機関においては、風俗営業等の事業主に対し、前借金と賃金の相殺の禁止など、労働基準法の周知徹底をはかるとともに、同法の遵守を促し、婦人の更生に資する。

(3) 内職就業のための援助

内職公共職業補導所において、内職についての相談、あつせんおよび技術指導を行なう。

(4) 求職者に対する職業紹介

公共職業安定所は、求職者に対し適職を紹介する。

とくに、就職困難な者であつて誠実かつ熱心に就職活動を行なうものに対しては「中高年令者等の雇用の促進に関する特別措置法」に基づき求職手帳を発給し、就職促進の措置を実施し、再就職を進める。

(5) 職業訓練の充実

コザ専修職業訓練校における婦人向け訓練科目を増設する等、婦人を対象とする職業訓練を拡充する。

3. 関係機関、団体等との連携の強化

売春問題に対する対策は、各方面にわたるので、関係各省庁および沖縄県各機関、さらに売春防止関係諸団体とも緊密な連携を保ちつつ、総合的に売春防止対策の実効を期する。

なお、関係機関等の行なう対策は次のとおりである。

(1) 婦女の保護更生のための措置

ア 相談及び指導

地方法務局 婦人相談所

福祉事務所 警察署

検察庁更生保護相談室

売春対策推進委員

イ 転落防止更生のための資金の支給または貸付

福祉事務所

社会福祉協議会

ウ 保護更生、福祉施設等への収容等

婦人相談所 婦人補導院

婦人保護施設 保護観察所

エ 性病の予防と治療

保健所

(2) 売春関係事犯の取締り

警 察 署

(3) 業者の転廃業の推進

ア 相 談 売春対策推進委員

イ 融 資 沖縄振興開発金融公庫

Ⅱ 関連施策の充実にまつこと

沖縄における売春問題の根本的解決には、単に売春防止対策の推進によるのみでなく、次の関連施策の総合的推進にまつところが大きい。

1. 経済政策

経済的貧困が売春の要因となることにかんがみ、地場産業の振興、中小企業の積極的育成等による雇用機会の拡大を図る。

2. 文教政策

純潔教育を普及し、社会一般の売春防止の意識を高める。

3. 治安対策

暴力、麻薬など、売春と結びつく社会悪を一掃する。

〔資料2〕

沖縄の売春問題についての意識調査

結 果 の 概 要

1. 「売春についてどう思いますか」という問いに対し、「売春はよくないことなのでなくすべきだ」と答えている者が8割近く(77.5%)を占め、売春を是認している者は「経済的に苦しければやむをえない」を含めて全体の約2割、風俗営業密集地域では3割に近い(28.3%)。
2. 「あなたのまわりに売春していると思われる女性がありますか」との問いに対して「いる」と答えた者は、住宅地域で6%、風俗営業密集地域では5倍以上の33%となっている。
3. 「その人たちが売春をする主な理由は何だと思えますか」との問いに対して「経済的理由」(55.8%)や「家庭の事情」(21.9%)をあげている者が多く、また、「本人の性格」と思う者も3割近い(28.5%)。さらに、「売春を強要する人がついている」と思っている者も2割を超え(22.3%)ている。

ちなみに、昭和36年に全国の満20才以上60才未満の男女2,900名を対象に婦人少年局が行なった「風紀についての意識調査」によれば、売春をする主な理由として「経済的理由」

をあげている者は58%で、今回の沖縄における調査同様最も多いが、ついで、「本人の性格」と思っている者が多く(32%)、「売春を強要する人がついている」と考えている者は、1割にみたなかった(6%)。

4. 売春防止法が施行されたことについては、かなりの者が知っている(79.2%)。特に、若い層(84.7%)、男性(86.3%)、風俗営業密集地域(80.3%)に知っている者が多い。

また、知った方法は、9割以上がラジオ、テレビ、新聞等マスコミを介している。

5. 「知っている」と答えた者の7割は、売春防止法は「売春をなくすために必要」と思っているが、「あっても効果があると思えない」という者や「わからない」という者が各15%前後いる。

6. 売春の将来に対する見通しについては、売春は「なくなる」「少なくなる」との希望的観測をしている者が過半数を超え、特に男性では7割近くが減ると考えている。

なお、前記「風紀についての意識調査」によると、「なくなる」または「少なくなる」との答えは少ない(男性26%、女性24%)。

7. 「売春をなくすためにはどんなことが必要ですか」との問に対して「社会保障制度を充実させる」(58.2%)、「取締りを強化する」(43.8%)、「経済的に豊かになる」(25.3%)、「人権尊重の思想を徹底させる」(21.5%)等が必要だと答えている。

統 計 表

1. 対象者の状況

	総 数	性 別		年 令 別		居 住 地 別	
		男	女	20才～ 39才	40才～ 65才	風俗営業 密集地域	住宅地域
実 数	534	234	300	294	240	201	333
%	100	43.8	56.2	55.1	44.9	37.6	62.4

2. 沖縄に住んでいるあなたにとっていまもっとも大きな問題はどんなことか

	総 数	教育問題	物価問題	売春問題	就職問題	そ の 他
計	100	16.9	65.7	4.3	11.8	5.4
男	100	22.2	54.7	5.1	16.2	5.1
女	100	12.7	74.3	3.7	8.3	5.7

3. 売春についてどう思うか

	総 数	よくないことなのでなくすべきだ	経済的に苦しければやむをえない	売春は必要なので認めた方がよい	そ の 他	不 明
計	100	77.5	12.9	5.6	3.4	0.7
風俗営業密集地域	100	67.7	21.4	6.9	3.0	1.0
住 宅 地 域	100	83.5	7.8	4.8	3.6	0.6

4. あなたのまわりに売春をしていると思われる女性がいるか

	総 数	い る	内 訳					い ない	不 明
			親せきの 人	友だち	近 所 の 人	その他の 知人	不 明		
計	100	165 (100)	(34)	(91)	(432)	(523)	(11)	831	0.4
風俗営業密集地域	100	333 (100)	(30)	(60)	(522)	(493)	(15)	657	1.0
住宅地域	100	63 (100)	(48)	(190)	(143)	(619)		937	0

5. 売春をする主な理由は何だと思いか

	総 数	本人の 性 格	経済的 理 由	家庭の 事 情	売春を強要する人が っている	その他の 理 由	わからない	不 明
計	100	28.5	55.8	21.9	22.3	2.1	14.8	1.1
男	100	31.2	53.4	19.2	24.8	3.0	13.7	2.1
女	100	26.3	57.7	24.0	20.3	1.3	15.7	0.3

6. 売春防止法の施行を知っているか

	総 数	知 っ て い る	何 で 知 っ た か						知らない
			ラジオ・テレビ・新聞	ビラ・チラシ	会 合	人 は な し	その他	不 明	
計	100	792 (100)	(90.1)	(2.6)	(2.4)	(2.6)	(0.2)	(4.7)	20.8
男	100	86.3 (100)	(93.1)	(2.5)	(2.5)	(0.5)	(0.5)	(5.0)	13.7
女	100	73.7 (100)	(87.3)	(2.7)	(2.3)	(4.5)		(4.5)	26.3

7. 売春防止法をどう思うか（知っている者に）

	総 数	売春をなくすために必要だ	あっても効果があるとは思えない	そ の 他	わからない
計	100	70.0	15.8	1.4	13.0
男	100	67.3	20.3	2.5	9.9
女	100	72.4	11.8	0.5	15.8

8. 売春は今後どうなると思うか

	総 数	なくなる	少なくなる	ふ え る	かわらない	わからない
計	100	4.3	57.5	3.5	13.3	21.2
男	100	4.3	64.5	3.0	13.2	15.0
女	100	4.3	52.0	4.0	13.4	26.0

9. 売春をなくするためにはどんなことが必要だと思うか

	総 数	取締りを強化する	経済的に豊かになる	人権尊重の思想を徹底させる	健全な男女関係思想を徹底させる	社会保障制度を充実させる	そ の 他	不 明
計	100	43.8	25.3	21.5	15.5	58.2	4.5	0.4
男	100	44.9	22.2	25.2	15.8	58.1	6.4	
女	100	43.0	27.7	18.7	15.3	58.3	3.0	0.7

第3節 婦人補導院

1. 施設の目的と状況

婦人補導院は、昭和33年5月15日婦人補導院法によって設立された法務省所管の矯正施設で、売春をする目的で、その相手方となるように勧誘等を行なった女子（満20才以上）のうち、売春防止法に基づき、裁判所で補導処分を受けた者を収容し、これを更生させるために必要な補導を行なうことを目的とする施設である。

婦人補導院は、現在全国で3か所設置されており、東京婦人補導院が八王子市に、大阪婦人補導院が堺市に、福岡婦人補導院が福岡市に置かれている。収容定員は、東京99人、大阪92人、福岡24人、計215人であるが、最近の収容人員等の減少にかんがみ、現在大阪婦人補導院は収容業務を停止している。したがって職員定員は東京29人、大阪2人、福岡22人、

計53人となっている。

2. 収容の状況

(1) 収容人員

開設以来の収容人員の推移をながめると、当初は収容者数は次第に増加し、昭和36年にピークに達したが、その後は収容者数の減少する傾向を示し、とくに昭和42年以降、急速に減少している。

第25表 婦人補導院の収容状況

年次 種別	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
新収容者数	96	278	408	396	331	248	248	255	231	150	123	86	49	46	42
出 院 者 数	23	159	379	398	352	287	224	253	247	201	132	109	57	50	33
1日平均収 容 人 員	42	101	186	197	167	130	117	128	117	89	63	47	29	22	16

(2) 在院期間

補導処分の言渡しを受けた売春婦は、婦人補導院に収容されるが、その期間は6月とされる。

(3) 在院者の状況

在院者の入院時の年令は、第26表のとおりであつて、最近5年間の合計では25歳～29歳の年令段階の者が最も多く、ついで35歳～39歳、30歳～34歳の順となっている。

第26表 新収容者の年令

年令 年次	総 数	20歳～ 24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50 歳 以 上
43 年	123	21	26	23	24	15	8	6
44 年	86	8	25	16	18	5	11	3
45 年	49	3	7	10	12	10	6	1
46 年	46	5	8	8	8	8	4	5
47 年	42	2	6	7	7	10	6	4
合 計	346	39	72	64	69	48	35	19
百 分 比	100.0	11.3	20.8	18.5	19.9	13.9	10.1	5.5

なお、売春歴についても、第27表のとおりで長期間の者がかなり多い。

第27表 新収容者の売春経験年数

年数 年次	総 数	1 年 以 下	5 年 以 下	10 年 以 下	15 年 以 下	20 年 以 下	20 年 をこえる	不 詳
43 年	123	7	59	35	11	8	3	
44 年	86	7	27	29	12	10	1	
45 年	49	2	14	15	9	8	1	
46 年	46	3	10	15	6	6	6	
47 年	42	4	10	13	5	4	6	
合 計	346	23	120	107	43	36	17	
百 分 比	100.0	6.6	34.7	30.9	12.5	10.4	4.9	

婦人補導院の在院者の多くは知能その他の精神面になんらかの欠陥があつたり、また性病等の疾病にかかっているなど重い負因をもっている者が多い。たとえば、第28表で最近5年間の新収容者についてみると、知能指数の限界以下（IQ79以下）の者が80パーセントを占めている。第29表でみると、精神診断において、正常と診断された者はきわめて少なく、準正常者も全体の半数以下にすぎない。また第30表でみると、昭和47年の場合入院時に性病その他の疾病にかかっている者が50パーセントという高い罹患率を示している。

第28表 新収容者の知能指数

IQ 年次	総 数	49 以 下	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～ 89	90～ 99	100 以 上	テスト 不 能
43 年	123	18	24	44	17	9	5	1	5
44 年	86	20	19	17	14	5	5	3	3
45 年	49	5	12	11	11		1	6	3
46 年	46	5	6	13	13	6		2	1
47 年	42	5	5	9	9	10	3		1
合 計	346	53	66	94	64	30	14	12	13
百 分 比	100.0	15.3	19.0	27.1	18.5	8.7	4.1	3.5	3.8

第29表 新収容の精神診断

種別 年次	総数	正 常	準正常	精神病 質傾向	精 神 病 質	精神病	精 神 病 弱	不 詳
43年	123	1	59	7	4		51	1
44年	86	1	42	2	2	3	36	
45年	49		22	5	1		21	
46年	46		20	4	4		18	
47年	42		19	6	5		12	
合 計	346	2	162	24	16	3	138	1
百 分 比	100.0	0.6	46.8	6.9	4.6	0.9	39.9	0.3

第30表 新収容者の入院時の疾病

種 別 年 次	総 数	性 病	そ の 他 の 傷 病	性病及びそ の他の傷病	な し
45年	49	7	16	12	14
46年	46	14	10	7	15
47年	42	14	7		21

なお、新収容者の売春の動機は第31表のとおりである。

第31表 新収容者の売春の動機

種別 年次	総数	家出し 生活に 困って	生活苦	友人等 の勧誘 または 興味	虚栄心 または 利欲	だまさ れて	強い られて	やけに なって	特飲店 等に売 られて	怠 惰	不 詳
45年	49	3	19	4	3	1	1	3	1		14
46年	46	4	10	12	5		1		2		12
47年	42		16	7	2	2	2	2	4	7	

3. 補導目的及び内容

婦人補導院では規律正しい院内生活のもとで、在院者を社会適応させるために、必要な生活指導及び職業補導を行ない、また医療を施している（婦人補導院法第2条第1項）。

在院者が入院すると、おおむね20日間にわたって、環境調査、身上調査、精神状況の検査

及び疾病の有無の診断等の分類調査を実施し、この調査に基づいて、在院者それぞれにもっともふさわしい補導の計画をたてて指導を行なっている。

(1) 生活指導

日課による規律正しい生活をとおして、日常生活のなかで、のぞましい行動の定着が生じるような助言指導するとともに、女性の人格の自由と尊厳の自覚、勤労意欲の涵養についてとくに配慮している。

また、家事、保健、その他一般に女性に必要な知識、技能を授け、ラジオ、テレビの聴取、体育及び各種のレクリエーション、あるいは社会見学、奉仕活動を通じて健全な社会性を身につけるよう指導するとともに、クラブ活動として、華道や茶道をとり入れ情操の陶冶を図っている。

参 考

補 導 日 課 表

午 前		午 後	
6.00	起床、整容、洗面 (休日は6.30)	12.00~1.00	昼食、休憩
		1.00~4.30	職業補導 (2.00~3.00 医療)
6.15	朝の挨拶、清掃		
7.00~7.20	朝食	4.30~5.00	レクリエーション
7.30~8.20	読書、自習	5.00~5.30	夕食
8.30~9.10	朝礼、体操	5.30~8.30	ラジオ、テレビ視聴
9.10~12.00	職業補導		身上相談、自己労作 読書、日記記入、教養、 集会
		8.50	夜の挨拶、就寝準備
		9.00	就寝
		9.00~10.00	学習(希望者のみ)

(2) 職業補導

家事、園芸、洋裁、和裁、手芸、謄写印刷及びタイプライターの7種目について指導しているが、在院者の多くが職業経験を有していないので、職業補導の重点は技能の習得もさせることながら、正常な職業生活に慣れさせ、勤労意欲を高めることにおいている。

なお、補導をうけた者には職業補導賞与金が与えられる。昭和47年度予算では1人当たり

7,920円が基準とされている。

(3) 医 療

前述のとおり、在院者の中には心身に障害のある者が非常に多く、それが更生の妨げとなっている場合が少なくないと考えられる。このために、医療は重要な補導の一領域となっている。また、保健衛生に関する知識を付与することにつとめており、とくに性病の恐ろしさについては、スライド等を利用して、徹底的に教えている。

第32表 出院者の入院時の傷病と出院時の状況

種 別 年 次	総 数	性 病		そ の 他		な し
		治 癒	未 治 癒	治 癒	未 治 癒	
45年	57	11(10)	13(4)	16	4	13
46年	50	6(6)	12(5)	12	5	15
47年	33	2	14(3)	3	4	10

(注) カッコ内の数字は、性病のほかには他の傷病のあったものを示し、内数である。

(4) 出院の状況

出院後の生活設計については、入院の当初から本人にその心構えをもたせるようにしている。在院者の出院後の生活生計は、第33表のとおりである。在院者の更生のためには、院内における補導のみでは十分ではなく、居住地の環境の調整も大切であるので、婦人補導院としては、保護観察所と緊密な連絡をとるとともに、各都道府県等の婦人相談所、婦人収容保護施設、婦人相談員、民主委員などによる更生保護援助または職業安定所による職業についての援助を受けるように配慮している。

第33表 在院者の予定生活手段

種 別 年 次	総 数	家 手 事 伝	夫 家 の 事 も に と 従 て 事	女 中	店 員	家 政 婦	炊 事 婦 ・ 雑 役 婦	適 職 に 関 し て の 入 り	保 護 者 と 相 談 す	知 住 人 の 相 談 と す る 婦	入 院 治 療	そ の 他	未 定
45年	57	8	11	1		1	5	10	10	6	2	1	2
46年	50	7	5	5		1	3	9	13	3	2	1	1
47年	33	4	2	3	2		1	10	8	1	1	1	

しかしながら、在院者の更生の道はけわしく容易ではなく、第34表及び第35表に示すとおり、再入院者の比率は減少の傾向を示しているものの、再犯までの期間の短い者がいるのも事実である。

婦人補導院を巣立つ婦人たちが、一人でも多くりっぱに更生できるよう、社会の方々の暖かい手がさしのべられるよう切望されるのである。

第34表 新収容者の入院回数

年次	回数	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
45年	年	49	26	15	4	2	2
46年	年	46	27	6	7	5	1
47年	年	42	29	9	3	1	

第35表 再入院者の再犯期間

年次	期間 総数	前出院後再犯までの期間						
		3月未満	6月未満	1年未満	1年6月未 満	2年未満	3年未満	3年以上
45年	23	5	2	7	2	1	2	4
46年	19			4	5	1	2	7
47年	13			4	1	1	3	4

第4節 保護観察

1. 保護観察

保護観察は、罪を犯した者を自由な社会の中で生活させながら、その者の改善更生を図る措置であり、我が国の更生保護制度の中心をなすものである。

この実施機関は、保護観察所（各都府県のほか、北海道に4庁計50庁）で、これらの庁に配置されている保護観察官と、民間篤志家である保護司が保護観察の対象となった者の指導にあたり、綿密な処遇によって一人でも多くの犯罪者を更生させようと努力している。

2. 対 象

売春防止法第5条の罪を犯した女子で、保護観察の対象となる者は次のとおりである。

- (1) 家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者。
- (2) 地方更生保護委員の決定により、少年院から仮退院を許された者。
- (3) 地方更生保護委員会の決定により、刑務所から仮出獄を許された者。

- (4) 刑事裁判所の判決により、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者。
- (5) 地方更生保護委員会の決定により、婦人補導院から仮退院を許された者。

これらの保護観察対象者は第36表に示されているとおり、逐年減少が続けている。ついで、昭和47年の新受人員を年令別に見ると、第37表のとおりである。

3. 保護観察における問題点

男性の保護観察対象者が就職を契機に比較的順調に健全な社会復帰への道をたどるのに比し、売春防止法に触れて保護観察の対象となった女性の更生には、多くの困難が伴う。彼女たちの更生を妨げているいくつかの問題点を挙げると次のとおりである。

- (1) 一般に知能指数が低く、規範意識が乏しいため、売春に対する罪の觀念が薄い。
- (2) 怠惰な生活態度が身につき、堅実な仕事に就くことを忌避する。
- (3) 適職を得るための技術、資格等を欠く者が多い。
- (4) 家出、外泊、不良交友等の非行の初発時期が早く、不安定な生活状態が固定化している。

また、保護者との精神的な絆が断たれている者が多く、かりに保護者がいる場合でも保護者に保護能力が欠如している。

- (5) 売春の背景に暴力団が存在する場合は、いわゆる「ひも」に操られているため、暴力団からの離脱を困難にしている。

このように、売春婦をめぐる問題は複雑多岐にわたっており、彼女たちの更生を阻む大きな問題の解決に真剣に取り組むとともに、地域社会の環境の浄化に絶えず努力を傾注する必要がある。

第36表 売春防止法違反女子保護観察対象者新受人員の累年比較

種 別 \ 年 次	40	41	42	43	44	45	46	47	計
保護観察処分少年	120	113	104	77	56	27	24	15	536
少年院仮退院者	48	50	61	44	18	11	14	7	253
仮出獄者	34	52	48	45	32	30	29	18	288
保護観察付執行猶予者	312	364	307	269	234	165	142	130	1,923
婦人補導院仮退院者	4	6	5	2	2	1	5	1	26
計	518	585	525	437	342	234	214	171	3,026

(注) 保護観察統計年表による。

第37表 年齢別売春防止法違反女子保護観察対象者人員

(昭和47年)

事件種別 年 齢	保護観察 処分少年	少年院 仮退院者	仮出獄者	保護観察付 執行猶予者	婦人補導院 仮退院者	計
15歳以下	1					1
16～17歳	2					2
18～19歳	12	5				17
20～22歳		2		3		5
23～24歳				3		3
25～29歳			4	23		27
30～39歳			4	51	1	56
40～49歳			7	28		35
50～59歳			1	19		20
60歳以上			2	3		5
計	15	7	18	130	1	171

(注) 保護観察統計年報による。

第5節 純潔教育

1. 学校における純潔教育

学校における純潔教育は、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に基づいて、学校における教育活動の全体を通じて適切に指導することとしている。

小学校においては、教科の体育における保健の領域と特別活動における学級指導の保健指導を中心とし、理科、家庭科および道徳などの関連分野で指導することとしている。

すなわち、教科の体育における保健の領域においては、身体の発育・発達における男女差などについて初歩的な内容を指導することとし、特別活動における学級指導においては、初潮等についての指導を地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。

中学校においては、保健体育科、特別活動における学級指導および道徳における指導を中心とし、そのほか理科、技術・家庭科などの関連分野において、必要に応じて指導することとしている。

すなわち、教科の保健体育の保健分野においては、身体の発育と男女差、内分泌機能の発達と男女差など、心身の発達における男女差を正しく理解させることを中心に指導することとし、

特別活動における学級指導においては性的な発達への適応について地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。

また道徳においては、人間性についての理解を深めるとともに道徳的判断力を高め、自律的態度を育成するという観点から、とくに異性間については、相手の特性や立場をより深く理解し、健全な異性観を身につけるよう指導している。

高等学校においては、教科の保健体育における科目保健と各教科以外の教育活動における指導を中心とし、社会、理科などの関連分野で指導することとしている。

また、昭和48年度から学年進行のもとに実施された改訂高等学校指導要領においては、指導内容の現代化という観点から性に関する指導の強化、充実を図っている。

すなわち、教科の保健体育の科目保健においては、心身発達における男女の特性および男女の相互協力による健全な家庭づくりについて正しく理解させることとして、性徴と性器管の機能、性の欲求と適応、結婚と優生、家族計画、母子保健、労働における女性の特性および性病の予防活動などを指導することとし、各教科以外の教育活動におけるホームルームにおいては、男女の特性と相互のあり方などについて地域や学校の実態を考慮して指導することとしている。

2. 社会教育における純潔教育

社会教育における純潔教育は青少年教育および成人教育の内容としてとりあげられている。

青少年教育では、青年団が行なう各種の集会、旅行、キャンプ、レクリエーション等における集団活動や集団生活を通じて、男女の特性が自ら理解され、男女のあり方が自ら身につくよう指導されている。より組織的、継続的な学習の機会としては、青年学級、青年教室、結婚教養講座等がある。また成人式の機会に、成人としての男女の交際のあり方、健全な結婚への心構え、性の社会問題等についての講演や討論が行なわれている。

成人教育では、婦人団体等が行なう純潔教育に関する研究会、研修会が行なわれ、また、家庭教育学級、婦人学級等でも学習されている。

学習内容としては、性の正しい考え方、純潔の意義、青年の生理と心理、男女の交際、結婚生活への適応、遺伝、家族計画、妊娠と分娩、性病、こどもの純潔教育と家庭、性の芽生えと扱い方、初潮期の指導、結婚の諸条件、性非行などの問題が挙げられている。文部省では、こどもの成長発達段階に応じた純潔教育の内容や進め方についての資料・教材を作成している。現在までに純潔教育に関する教育者、指導者を対象として「性の純潔——美しい青春のために——」、「思春期までのこどもの指導——母親のよい理解のもとに——」、「男性と女性——若い人々のために」、「性についての正しい考え方、青少年の性に関する問題」、「社会教育における純潔教育の概況」、「諸外国における純潔教育」等の資料を作成、配布している。また、文部省企画録音教材として家庭教育シリーズ第10集（こどもの成長と純潔教育）を製作した。この録音教材は家庭において両親がこどもの発達に即し、学校教育や社会環境との関連をも考慮して純潔教育をどうすすめるべきか、について考える素材を提供するもので、その内容としては純潔教育の考え方、家庭のふんい気と純潔教育、こどもの誕生と両親の祝福、幼児の性への興味、男の子・女の子、からだの発達と変化、異性への関心、思春期の悩み、異性の選択と結婚、社会環境と純潔教育の問題を取り上げ、家庭教育学級等広く成人教育の場において学習の効果を高めるよう配慮している。

第6節 沖縄要更生婦人受入貸付

沖縄振興開発金融公庫では、要更生婦人の更生の一助として要更生婦人の良好な職場への就職の促進を図るため、関係機関の協力をえて、昭和48年7月から沖縄振興開発金融公庫要更生婦人受入貸付制度を実施した。

この制度の概要は次の要綱のとおりであるが、今後この制度の積極的利用が望まれるところである。

沖縄振興開発金融公庫要更生婦人受入貸付制度実施要綱

1. 目 的

本制度は、沖縄における売春防止に伴う要更生婦人対策の一環として、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の融資業務を通じ、要更生婦人が健全なる職業に円滑に就職し得る方策を講ずることにより、その経済的自立を促進することを目的とする。

2. 定 義

本制度における要更生婦人とは、性行又は環境に照して売春を行なうおそれのある婦人等本制度の適用を受けることが適当と認められる婦人で沖縄県に居住するものとする。

3. 貸付対象者

沖縄県において次の事業以外の事業を営む法人又は個人で要更生婦人を新たに雇用したものである。

バー、キャバレー、待合、ホテル、旅館、飲食店、トルコ風呂、興業場等の接客業

4. 貸付金額

100万円に雇用した要更生婦人の数を乗じた額とする。

5. 貸付条件

金利3%、償還期限2年、据置期間6ヶ月とする。

6. 融資申込に伴う関係機関の取扱要領

本制度による融資を受ける場合の手続きは、次の各項のとおりとする。

- (1) 本制度による融資を希望する者は、所轄の公共職業安定所に対し求人申込手続きを行なう際、要更生婦人を採用したい旨の意思表示を行なうものとする。
- (2) 次に定める機関は、要更生婦人であると認められる者から、本制度の適用を受けて就職したいとの意思表示があった場合には、本人にかわって公共職業安定所に対し求職申込手続きを行なうものとする。

福祉事務所、婦人相談所、婦人相談員、婦人少年室、地方検察庁（更生保護相談室）、

保護観察所、地方法務局人権擁護課、人権擁護委員

- (3) 公共職業安定所は、要更生婦人の就職を確認した場合には、当該事業主に対し採用確認書（別紙様式1）を交付するものとする。

この場合、採用確認書には、要更生婦人の氏名、年令、前歴等本人の識別につながる事項は一切記載しないものとする。

- (4) (3)の採用確認書の交付を受けた事業所は、公庫に対し当該確認書を添えて融資の申込手続きを行なうものとする。

- (5) 公庫は、本制度による融資を行なう場合には、融資申込者より採用確認書を徴し保管するものとする。

7. 秘密の保持

本制度の関係機関及び担当職員ならびに受入事業所関係者は、要更生婦人の個人的秘密の保持に最大限の配慮を行なうものとし、要更生婦人の個人的秘密は、絶対に他にもらさないものとする。

8. 本貸付のアフターケア

- (1) 要更生婦人が雇用された後、自己の意思に反して解雇された場合には、本人の通報に基づき、6.(2)に定める機関は公庫に対し連絡票（別紙様式2）を交付するものとする。

この場合においても、連絡票には、要更生婦人の氏名、年令、前歴等本人の識別につながる事項は、一切記載しないものとする。

- (2) 公庫は、(1)の連絡票を受けた際には、解雇された人数に応じ当該貸付対象者に対し、貸付金の繰上償還を命ずることとする。

（様式……略）

第3章 性病及び覚せい剤・麻薬対策の状況

第1節 性病の現状

1. 概況

戦後の混乱期にあった昭和23年の性病届出患者数は梅毒216,617名、りん病219,745名、その他47,460名、総計473,822名に達した。この数字は同年の結核患者363,000名、法定伝染病患者の総数54,000名と比較し、いかに大きなものであったかがわかる。

その後患者数は年々減少を続け、特に昭和32年の売春防止法の制定以降は、感染機会の減少もあってか、患者届出数の減少に拍車をかけた観がある。昭和39年には戦後最低の届出数が記録され、梅毒5,326名、りん病4,041名、総性病患者数9,540名となった。すなわち、昭和23年の50分の1になったわけである。

ところが、昭和36年より北九州、四国、広島、大阪、神戸等に早期顕症梅毒が再出現し、中部、東部日本ではこれよりややおくれ、昭和39年以降東京にも増加がみられているという報告が日本皮膚科学会でなされた。届出患者数からみても早期顕症梅毒は、昭和36年884名を最低に、38年1,287名、40年1,490名、43年1,543名と増加傾向にあった。しかし、その後減少し、現在は横ばい傾向にあるが総性病患者数では昭和40年以降増加し、昭和47年には梅毒5,889名、りん病7,516名、総計13,576名となり、40年に対し1.3倍の数となった。もちろん、この届出数が性病患者の実態をあらわしているとは必ずしもいえない。

かりに、婚姻時と妊娠時の梅毒血清反応検査の結果が適用できるとみて、その陽性率0.9% (44年～47年平均値) から全国推計を試みると、梅毒血清反応陽性者は100万人程度と推定される。

第38表 性病患者届出数(り患率は人口10万対)

年次	総数	梅毒		りん病		軟性下かん		そけいりんば 肉芽しゅ症	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
40	10,849	6,001	6.1	4,663	4.7	179	0.2	6	0.0
41	18,071	10,821	10.9	6,951	7.0	288	0.3	111	0.0
42	24,125	11,755	11.7	11,874	11.8	490	0.5	6	0.0
43	18,758	8,848	8.7	9,592	9.5	316	0.3	2	0.0
44	17,641	7,767	7.6	9,645	9.4	226	0.2	3	0.0
45	14,641	6,138	5.9	8,349	8.0	151	0.1	3	0.0
46	12,547	5,105	4.9	7,299	7.0	137	0.1	6	0.0
47	13,576	5,889	5.4	7,516	6.9	167	0.1	4	0.0

第39表 病型別梅毒患者数

年次	総数	初期		第2期		早期潜伏		後期潜伏		晩期		先天性		不明	
		患者数	総数に対する%	患者数	総数に対する%	患者数	総数に対する%	患者数	総数に対する%	患者数	総数に対する%	患者数	総数に対する%	患者数	総数に対する%
40	6,001	764	12.7	726	12.1	1,107	18.4	2,236	37.2	593	9.9	567	9.4	8	0.2
41	10,821	1,242	11.5	1,303	12.0	1,852	17.1	3,996	37.0	1,097	10.1	941	8.7	390	3.6
42	11,755	1,005	8.6	1,392	11.8	2,133	18.2	3,912	33.3	1,286	10.9	1,025	8.7	1,002	8.5
43	8,848	622	7.0	921	10.4	1,495	16.9	3,002	33.9	870	9.8	850	9.6	1,088	12.4
44	7,767	443	5.7	575	7.4	1,183	15.2	2,786	35.9	991	12.8	724	9.3	1,065	13.7
45	6,138	288	4.7	469	7.6	903	14.7	2,386	38.9	801	13.0	628	10.2	663	10.8
46	5,105	223	4.4	328	6.4	662	13.0	2,173	42.6	640	12.5	592	11.6	487	9.5
47	5,889	291	4.9	355	6.0	870	14.8	2,318	39.3	646	11.0	740	12.6	669	11.4

第40表 若年層の早期梅毒患者数

年次	全梅毒患者数 ①	24才以下梅毒患者数 ②	③/①	24才以下初期梅毒患者数 ④	⑤/②	24才以下第2期梅毒患者数 ⑥	⑦/⑥
40	6,001	1,361	22.7	352	25.9	246	18.1
41	10,821	2,320	21.4	566	24.4	421	18.1
42	11,755	2,430	20.7	407	16.7	397	16.3
43	8,848	1,728	19.5	275	15.9	266	15.4
44	7,767	1,312	16.9	201	15.3	156	11.9
45	6,138	929	15.1	116	12.5	109	11.7
46	5,105	716	14.0	74	10.3	69	9.6
47	5,889	601	10.2	78	13.0	51	8.5

昭和47年中に保健所及び代用性病診療所で実施された婚姻時及び妊娠時の血清反応検査の件数は、それぞれ180,655件、784,172件であり、婚姻者数、妊娠者数に対し、各々16.6%及び37.7%にあたる。

2. 売いん常習容疑者等の健康診断

届出のあった患者の性病の疑いがある者、売いん常習容疑者及び性病まん延の場合の健康診断は効果的に実施されなければならないが、47年の売いん常習容疑者に対する梅毒血清反応検査件数は2,969名であり、うち梅毒にり患している者は523名である。

第41表 梅毒血清反応検査実施状況 昭和47年

区 分	保 健 所		代 用 病 院 ・ 代 用 診 療 所		計		
	受 診 者	陽 性 者	受 診 者	陽 性 者	受 診 者	陽 性 者	陽 性 率
婚 姻 時 の 者	114,326	789	66,329	624	180,655	1,413	0.8
妊 娠 時 の 者	360,338	2,722	423,834	2,675	784,172	5,397	0.7
売 い ん 常 習 容 疑 者	1,054	128	1,915	395	2,969	523	17.6

第2節 最近の覚せい剤・麻薬犯罪

最近3年間の覚せい剤・麻薬犯罪の送致人員等は、第42表のとおりであるが、覚せい剤犯罪は昭和45年から急激な上昇を始め年々倍増の傾向にあり、昭和47年には4,700名を超すに至った。しかも事犯は全国に亘って発生し広く国民各階層に波及しつつあり、今後も益々拡大する傾向を示している。

一方、昭和47年の麻薬犯罪は前年より170名の増加であり、ことに麻薬取締法違反中へロイン事犯の増加が目立っている。

覚せい剤・不正麻薬の大部分は密輸されたものであるところから密輸事犯の水際検挙をさらに強力に行なうとともに、国内の密売・乱用等の取締強化を図る必要がある。

第42条 覚せい剤・麻薬事犯送致人員等調

年 次 区 分	総 数	内 訳				ヘ ロ イ ン 関 係 人 員	LSD 関 係 人 員	大取 麻引 の等 不事 正犯	密 輸 関 係 事 犯
		覚 せ い 剤 取 締 法	麻 薬 取 締 法	あ へ ん 法	大 麻 取 締 法				
45年	2,826	1,618	245	230	733	15	64	648	179
46年	3,782	2,634	229	202	717	44	45	656	138
47年	6,095	4,777	341	251	726	206	54	666	157

売 春 対 策 年 表 追 加

(昭 和 4 7 年 4 月 以 降)

4 7 年

- 4 月 1 9 日 「沖縄の売春問題と取り組む会」は、関係各省庁大臣を訪問し、復帰後の売春対策に関する行政措置について陳情し、要望書を手渡した。
- 4 月 2 1 日 自民党沖縄対策特別委員会が開催され、売春関係各省庁担当課長、婦人相談員等から、沖縄の売春の現状等について説明が行なわれた。
- 4 月 2 2 日 売春対策沖縄県連絡協議会は、売春防止法の全面施行を前に世論喚起と施策の推進を図るため、沖縄県婦人福祉大会を開催した。
- 5 月 5 日
～ 8 日 参議院議員藤原道子氏、同山高しげり氏らは那覇市で開催された「売春から婦人を解放する集会」に参加するとともに沖縄における売春問題についての世論喚起を実情視察のため沖縄を訪問した。
- 5 月 9 日 自民党沖縄対策特別委員会が開催され売春関係各省庁担当課長から沖縄の売春対策の現状と今後の対策についての説明が行なわれた。
- 5 月 1 2 日 前述藤原・山高両参議院議員等沖縄訪問団の報告は、沖縄の売春問題と取り組む会の主催で行なわれ、○前借金の無効、○暴力団の撲滅、○保護更生施設の完備、○職業指導とあっせん、○社会保障充実などの実現を強く訴える声明を發表した。
- 5 月 法務省、文部省、厚生省、労務省、警察庁及び民間団体主唱の「売春をなくす運動」が5月24日の売春防止法制定記念日を中心に全国的に展開した。
- 5 月 2 9 日 売春関係省庁連絡会議を開催。国としての売春対策の効果的推進について検討を行なった。
- 7 月 1 4 日 沖縄開発事務次官より沖縄総合事務局長宛に関係機関が相互に協力して売春防止の効果をあげるように努めることを内容とする依頼状が送達された。
- 7 月 2 9 日 沖縄の売春問題と取り組む会は7月7日に発足した新内閣の関係大臣を訪問し、前借金無効の談話発表と、売春防止法を空どう化させないように行政機関で努力することなどを内容とする要望書を手渡した。
- 8 月 2 3 日 労働省では、「沖縄における売春防止対策の推進について」の対策要綱(別添資料1)を策定、沖縄県知事、沖縄労働基準局長、沖縄婦人少年室長あて通達した。

8月～9月	労働省婦人少年局では、沖縄県民を対象に売春問題についての意識調査を実施した。
8月25日	日本婦人有権者同盟、国際平和自由同盟、日本婦人会議等関係21団体の共同主催で「復帰後の沖縄を考える権利とくらし、平和のための婦人集会」が沖縄からの上京団を迎えて開かれて、売春問題も分科会の一つとして取りあげられ、討議された。 翌日は関係各省庁を訪問、申入書を手渡した。
9月5日	沖縄の売春防止対策に関する関係各省庁連絡会議を開催、それぞれの省庁で現在実施している施策や来年度に計画している対策、問題点などを話しあったが、今後は、○各省庁は一層連絡を密にし、沖縄県や地元市町村と協力して実態をは握、○婦人の保護更生指導、○雇用機会の拡充、○取り締まりの強化、○売春対策審議会にも諮り引き続き対策を強化することを申合せた。
10月3日	売春対策審議会の総会を開催し、沖縄売春の現状及び対策を審議するとともに48年度売春対策予算について討議した。
10月17日	(財)三悪追放協会では、労働省婦人少年局の協賛のもとに売春問題研究懇談会を開催した。
47年	
12月18日 ～20日	売春対策審議会委員が沖縄県の売春対策の事情聴取と実情視察を行なった。
48年	
1月22日	全国的に潜在売春や国際人身売買が発生している現状から、広く強力な組織が必要であるという認識から、売春対策国民協会および沖縄の売春問題ととり組む会をそれぞれ発展的に解消し、新たに「売春問題ととり組む会」(事務局長高橋喜久江氏)を結成した。団体加盟制をとっており22団体が加盟している。
3月19日	売春対策審議会の総会を開催し、沖縄の視察報告と、覚せい剤に関する罰則強化についての問題を審議した。
5月	総理府、法務局、文部省、労働省、警察庁及び民間団体主唱の「売春をなくす運動」が5月24日の売春防止法制定記念日を中心に全国的に展開された。
5月8日	売春対策審議会の総会を開催し、韓国及び広島県下における覚せい剤対策の状況についての視察報告及び売春をなくす運動の実施について討議した。
5月15日	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における売春防止に伴う要更生婦人対策の一環として、要更生婦人が健全な職業に円滑に就職し得る方策を講ずることによ

- り、その経済的自立を促進することを目的に「沖縄振興開発金融公庫要更生婦人受入貸付制度」が開始された。
- 5月29日 売春問題ととり組む会の代表が沖縄開発庁を訪問し、海洋博開催の再検討と、海洋博が売春環境助長につながらないよう万全の対策と配慮を要求する要望書を提出した。
- 6月1日 日本基督教婦人矯風会では5月に開催した年次総会の決定により「トルコぶろは現代の公娼制度である」という認識から衆参婦人議員に対し「トルコぶろ禁止に関する要望書」を提出した。
- 6月2日 沖縄婦人少年室、沖縄県、売春対策沖縄県連絡協議会の共催で売春問題を中心テーマに沖縄県婦人福祉大会が開催された。
- 6月 覚せい剤の乱用及びその弊害の根絶を期すため、昭和45年6月5日閣議決定により設置されていた麻薬対策推進本部を発展的に改組し、総理府に「薬物乱用対策本部」を設置した。
- 7月2日
～3日 売春対策審議会委員が福岡県下における売春の事情聴取と実情視察を行なった。
- 7月12日
～14日 売春対策審議会委員が大阪府下及び兵庫県下の売春の事情聴取と実情視察を行なった。
- 7月24日 売春対策審議会の総会が開催され、新委員の紹介と会長の互選が行なわれ、会長に菅原通済、副会長に大浜英子の両氏が再選された。
- 審議事項は、最近の売春対策の状況（視察報告）、トルコ風呂売春対策、沖縄の売春対策等。
- なお、同日の審議会において、トルコ風呂営業に対する対策を強化するよう決議し、菅原会長名を以って内閣総理大臣あて同趣旨の要望書を提出した。

GAa1/1

8-5-85



女性と仕事の未来館



01077780